

第 3 委員会報告資料

福岡市文化芸術振興計画（原案）について

平成 3 1 年 2 月
経済観光文化局

福岡市文化芸術振興計画（原案）について

1 福岡市文化芸術振興計画について

(1) 策定の趣旨

福岡市の文化芸術振興の基本的な方向性を示す「福岡市文化芸術振興ビジョン」（平成 20 年 12 月）が策定より 10 年経過したことから、文化芸術を取り巻く社会経済情勢や国の動向など時代の変化に対応しつつ、より一層の文化芸術の振興を図っていくため、同ビジョンの後継計画となる「福岡市文化芸術振興計画」を策定するもの。

(2) 計画の原案について

別紙のとおり

(3) スケジュール

平成 31 年 2 月	議会報告（計画の原案）
2 月～3 月	パブリック・コメント手続きの実施
6 月	計画策定

2 パブリック・コメントの手続きについて

(1) 意見募集の期間

平成 31 年 2 月 25 日（月）から平成 31 年 3 月 24 日（日）まで（必着）〔予定〕

(2) 資料の配布場所

情報公開室，情報プラザ，各区役所情報コーナー・出張所
福岡市文化芸術振興財団，市民会館，音楽・演劇練習場（千代・祇園・大橋・千早）
経済観光文化局文化振興課で配布
福岡市のホームページで閲覧

(3) 意見の提出方法

住所，氏名（法人その他の団体の場合は，所在地，団体名，代表者名）を明記の上，
閲覧・配布場所で提出していただくか，郵便，ファックス，電子メールで下記に送付
〈宛先〉福岡市経済観光文化局 文化振興課 **郵便**：〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
FAX：092-733-5537 **電子メール**：bunka.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(4) 周知方法

市政だより（3 月 1 日号予定），福岡市のホームページでお知らせ

1. 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって

策定の目的等

- ・2008年に「福岡市文化芸術振興ビジョン」を策定し、これまで同ビジョンに基づき、総合的・計画的に、様々な施策を実施することで文化芸術施策を推進してきた。
- ・同ビジョンは策定から10年が経過したことから、文化芸術を取り巻く社会経済情勢や国の動向なども大きく変化していることから、時代の変化に対応しつつ、より一層の文化芸術の振興を図っていくため、今回、同ビジョンの後継計画となる「福岡市文化芸術振興計画」を策定する。

2. 策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

- 人口減少社会の急速な進展と少子高齢化
- グローバル化の進展とインバウンドの増大
- 情報通信技術等の一層の進展
- 文化芸術の社会的役割の拡大
- 2020年東京五輪、2021年世界水泳など国際スポーツ大会等の開催

(2) 福岡市の文化芸術の現状

- 豊富に残された歴史文化資源の活用への期待
- クリエイティブ関連分野の集積を背景とした独自の創造活動が行われやすい環境
- 文化芸術分野のNPO法人が増加するなど文化芸術振興の担い手の多様化
- 様々な文化施設に関する観光・集客や地域コミュニティの拠点としての役割強化への期待

(3) 国の動向

①文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部改正〈2017年6月〉）

- ・教育、福祉、国際交流、観光、産業等の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。
- ・国が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定。

◆文化芸術推進基本計画（第1期 2018～2022年度）〈2018年3月〉

- ・文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向性を示す。

②文化財保護法の一部改正〈2018年6月〉

- ・文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。
- ・地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力を強化。

(4) 福岡市の方針

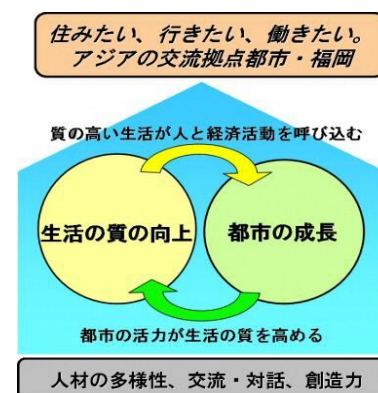
○第9次福岡市基本計画

〈都市経営の基本戦略〉

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
- (2) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

○文化芸術振興関連施策

- [施策1-4] 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり
- [施策5-1] 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ
- [施策5-2] 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり
- [施策7-2] 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興
- [施策7-3] 個人の才能が成長を生む創造産業の振興



3. 福岡市の文化芸術政策の課題

(1) 市民生活の質の向上に向けた課題

①子どもたちの創造性やコミュニケーション能力の育成

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育むため文化芸術に触れ合う機会が必要。

②多様性の尊重と共生に向けた社会参加の促進

文化芸術を活かして障がいのある人や高齢者等が社会参加できる機会をつくる必要がある。

③地域の歴史文化資源を活かしたコミュニティの活性化

地域コミュニティの再生や活性化に向けて、地域の歴史文化資源の再認識や継承が必要。

(2) 都市の成長に向けた課題

①文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出

アジアとの交流ネットワークやクリエイティブ関連分野の集積等を活かし新たな価値を創出する取組みが必要。

②歴史文化資源の磨き上げによる魅力向上

都市の魅力向上のため、福岡市のアイデンティティを形づくる歴史文化資源の磨き上げが必要。

③文化芸術や歴史文化を活かした観光・集客の促進

観光・集客の促進のため、福岡市の文化芸術や歴史文化の魅力の国内外への発信、体験機会の創出が必要。

(3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題

①各種文化施設の適正な役割分担と連携による施策の推進

鑑賞・活動等の場の提供に加え地域コミュニティや観光・集客の拠点としての役割を充実させていくことが必要。

②多様な主体の適正な役割分担と連携による施策の推進

多様な主体が適正に役割分担し連携することで、一体的に施策を推進することが必要。

4. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

○福岡市文化芸術振興計画

- ・福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の文化芸術振興に関する行政分野別計画として策定
- ・文化芸術基本法に定める「地方文化芸術推進基本計画」として策定

○福岡市の歴史・文化財の基本方針・個別計画

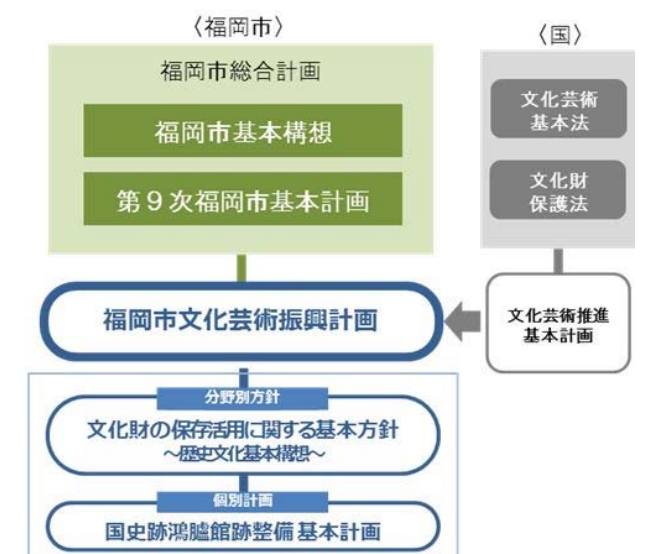
- ・福岡市文化芸術振興計画の歴史・文化財に関する分野別方針として「福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～歴史文化基本構想～」を策定
- ・上記方針の個別計画として「国史跡鴻臚館跡整備基本計画」を策定

(2) 計画期間

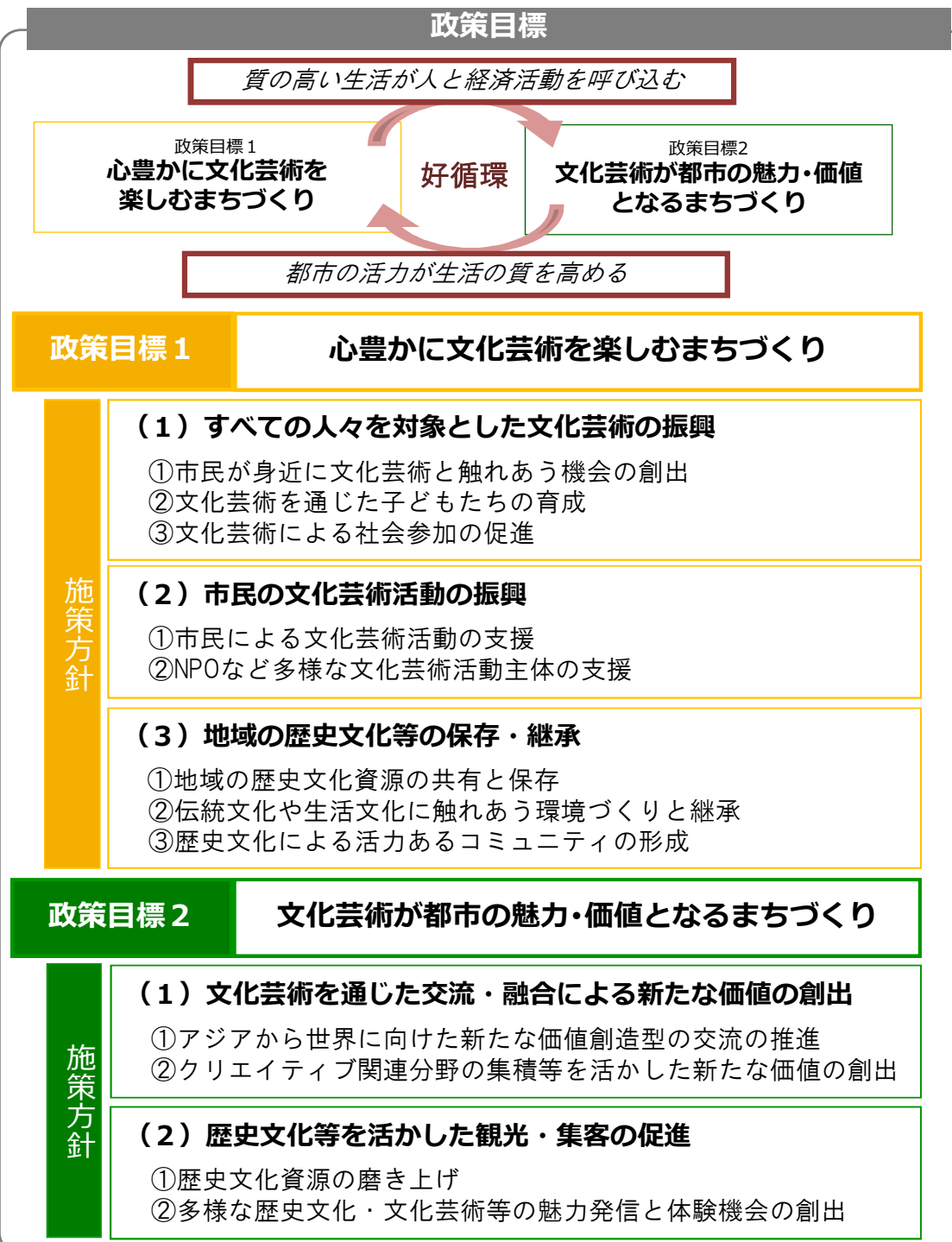
2019年度から2028年度までの10年間
(中間年で評価を実施)

(3) 推進体制

計画の総合的な推進のため関係部局で構成する庁内連携組織「文化芸術振興推進本部」を設置



5. 福岡市文化芸術振興計画の体系



5つの重点施策

今後10年を見据え、文化芸術の多様な価値を活かして、心豊かで多様性に充ち、多くの人々を惹きつける魅力と活力にあふれる都市の実現に向けた文化芸術施策を展開し、福岡市を次のステージへ飛躍させます。

1 未来の担い手である子どもたちの育成

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育むため、学校や地域において、多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでいく。

〔主な取組〕

- 多様な文化芸術に触れあう学校へのアウトリーチ事業の実施。
- 郷土の歴史を知り親しみが持てる学習プログラムの実施。



子ども文化芸術魅力発見事業

2 共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり

年齢や障がいの有無、性別や国籍に関わらず、誰もが文化芸術を通じて社会参加できる機会の創出に取り組んでいく。

〔主な取組〕

- 障がいのある人の自己表現や社会参加を促す創作プログラム等の実施。
- 高齢者の社会参加を促す体験プログラム等の実施。



エイブルアート事業

3 地域の歴史文化等の再認識とコミュニティの活性化

各地域に残る文化財や伝統文化の価値を再認識し、世代を超えて共有できる機会をつくっていくことで、地域の絆づくりやコミュニティの活性化に取り組んでいく。

〔主な取組〕

- 地域の文化財等の価値を共有、発信するエリアマップづくり等の実施。
- 史跡等における世代間交流を促すイベント等の実施。



板付遺跡 田植え祭り

4 「福岡スタイル」の創造による都市ブランドの形成

アジアとの交流、歴史文化資源の磨き上げ、クリエイティブ関連分野との融合等により創出した価値や魅力を「福岡スタイル」として発信し、都市ブランドの形成に取り組んでいく。

〔主な取組〕

- 多彩な文化事業を国内外に発信する「文化プログラム」の実施。
- 博多旧市街などにおいて「まるごとミュージアム」を実施しながら「福岡アジア美術トリエンナーレ」の継承事業を検討。



福岡城まるごとミュージアム

5 インバウンドをターゲットとした施策の展開

福岡市の歴史文化等の魅力を国内外へ発信するとともに、国外からの観光客がその多彩な魅力を楽しめる環境づくりに取り組んでいく。

〔主な取組〕

- 歴史文化を楽しめるガイドツアーなど体験事業の実施や、史跡等のユニークな活用等。
- ミュージアム等での作品解説の多言語化や海外への情報発信の実施。



鴻臚館跡での国際会議のパンケット

環境・仕組みづくり

環境・仕組みづくり1	<p>文化芸術を支える各種文化施設の適正な役割分担と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「テーマ性のある文化施設」の魅力向上による集客機能の強化 ②「市民の活動等を支える文化施設」の市民ニーズを踏まえた管理運営等 	<p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 拠点文化施設 市民会館を継承する施設であり、文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動を支える場等として、ハード・ソフト両面の充実を図るとともに、須崎公園と一体的整備により、みどり溢れる文化芸術空間を創出し、多様な人が集い、交流する場としていく。 ➢ 音楽・演劇練習施設 誰もが使いやすい音楽や演劇等の練習・発表の場として、既存施設や遊休施設の有効活用などによる充実について検討を進める。
環境・仕組みづくり2	<p>文化芸術を担う多様な主体の適正な役割分担と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術の振興を担う各主体の適正な役割分担 ②多様な分野の担い手との連携・共働 	<p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 福岡市文化芸術振興財団の今後の方向性の検討 事業の効率化を図りながら、5つの重点施策の推進に向け、市民の文化芸術活動の支援充実、にぎわい創出等を行う組織とするなど、今後の方向性の検討を進める。 ➢ 多様な担い手との連携強化 「博多旧市街プロジェクト」など具体的な事業を実施しながら、行政、財団、文化芸術団体、企業など多様な担い手の連携強化を図っていく。